

邑楽町告示第174号

令和4年第3回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月31日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 令和4年9月6日
2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（12名）

2番	佐藤富代	議員	3番	小久保隆光	議員
4番	黒田重利	議員	5番	大賀孝訓	議員
6番	瀬山登	議員	7番	松島茂喜	議員
8番	塩井早苗	議員	9番	原義裕	議員
10番	松村潤	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○不応招議員（なし）

令和4年第3回邑楽町議会定例会議事日程第1号

令和4年9月6日（火曜日） 午前10時開会
邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 1号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 4 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 5 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 8 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度邑楽町一般会計補正予算 第2号)
- 第 9 議案第24号 邑楽町議会議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第25号 邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第26号 邑楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第27号 町道路線の認定について
- 第13 議案第28号 令和4年度邑楽町一般会計補正予算(第3号)
- 第14 議案第29号 令和4年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第15 議案第30号 令和4年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第16 議案第31号 令和4年度邑楽町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第17 議案第32号 令和4年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第18 認定第 1号 令和3年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 2号 令和3年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第 3号 令和3年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第 4号 令和3年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第 5号 令和3年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（12名）

2番	佐藤富代	議員	3番	小久保隆光	議員
4番	黒田重利	議員	5番	大賀孝訓	議員
6番	瀬山登	議員	7番	松島茂喜	議員
8番	塩井早苗	議員	9番	原義裕	議員
10番	松村潤	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
半田康幸	副町長
藤江利久	教育長
松崎嘉雄	総務課長
齊藤順一	財政課長
橋本光規	企画課長
横山淳一	税務課長
山口哲也	住民保険課長
橋本恵子	福祉介護課長
久保田裕	健康づくり課長
中繁正浩	子ども支援課長
吉田享史	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小島拓	商工振興課長
金井孝浩	建設環境課長
新島輝之	都市計画課長
築比地昭	会計管理者 兼会計課長
松崎澄子	学校教育課長
田中敏明	生涯学習課長
高澤透	監査委員

○職務のため議場に参加した者の職氏名

石	原	光	浩	事	務	局	長
秋	元	智	美	書			記

◎開会及び開議の宣告

○松村 潤議長 ただいまから令和4年第3回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時00分 開議]

◎諸般の報告

○松村 潤議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

去る6月30日、神谷長平議員から、議員を辞職したい旨の願い出がありました。地方自治法第126条の規定により、同日、これを許可しましたので、報告します。

なお、神谷長平議員の辞職に伴い、議会運営委員会委員に1人の欠員が生じたため、同委員会委員の補充選任について、委員会条例第6条の規定により、議長において瀬山登議員を指名し、選任いたしましたので、報告します。

次に、教育委員会教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、邑楽町教育委員会点検評価報告書の提出がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○松村 潤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において小島幸典議員、佐藤富代議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○松村 潤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から16日までの11日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの11日間と決定しました。

◎日程第3 報告第1号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○松村 潤議長 日程第3、報告第1号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長から報告を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 報告第1号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により8月10日に監査委員の審査に付しまして、意見書をいただいておりますので、別紙のとおりご報告申し上げます。

○松村 潤議長 報告の件について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 以上で報告第1号については終わります。

◎日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○松村 潤議長 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員として法務大臣から委嘱されている4名の委員のうち、3名の委員が令和4年12月末日をもって任期満了となりますので、邑楽町大字篠塚在住の青葉和明氏を引き続き次期委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○松村 潤議長 日程第5、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員として法務大臣から委嘱されている4名の委員のうち、3名の委員が令和4年12月末日をもって任期満了となりますので、邑楽町大字中野在住の福島慶子氏を引き続き次期委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第6 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○松村 潤議長 日程第6、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員として法務大臣から委嘱されている4名の委員のうち、3名の委員が令和4年12月末日をもって任期満了となりますので、邑楽町大字藤川在住の関口春彦氏を次期委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、諮問第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第7 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○松村 潤議長 日程第7、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるこ

とについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会の委員であります邑楽町大字赤堀在住の中村紀雄氏の任期が令和4年9月21日をもって満了となりますので、同氏を引き続き次期委員として選任いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度邑楽町一般会計補正予算 第2号）

○松村 潤議長 日程第8、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度邑楽町一般会計補正予算 第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げま

す。

令和4年度邑楽町一般会計補正予算（第2号）につきましては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の増額及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を実施するための経費が必要になりましたので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万8,000円を追加し、予算の総額を89億7,268万4,000円とする補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により、6月28日付で専決処分いたしました次第であります。

歳入については、国庫支出金700万8,000円の増額であり、歳出については、民生費700万8,000円を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度邑楽町一般会計補正予算 第2号）を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、承認第7号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第9 議案第24号 邑楽町議会議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○松村 潤議長 日程第9、議案第24号 邑楽町議会議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第24号 邑楽町議会議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、邑楽町議会議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動用自動車の使用に係る費用、選挙運動用ビラ作成及び選挙運動用ポスター作成に係る費用の公費負担の限度額を引き上げるため、本条例の一部を改正いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第24号 邑楽町議会議員及び邑楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第25号 邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例

○松村 潤議長 日程第10、議案第25号 邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第25号 邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人の報酬額を見直すとともに、投票所の投票管理者が共通投票所の投票管理者を兼ねるときまたは投票所の投票立会人が共通投票所の投票立会人を兼ねるときの規定を整理するため、本条

例の一部を改正いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第25号 邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第26号 邑楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○松村 潤議長 日程第11、議案第26号 邑楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第26号 邑楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、10月1日から施行されることに伴い、職員の育児休業取得回数制限等の緩和など、所要の改正を行いたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第26号 呂楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第27号 町道路線の認定について

○松村 潤議長 日程第12、議案第27号 町道路線の認定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第27号 町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

1級河川藤川の管理用道路舗装工事等に伴い、町道路線の認定をいたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、建設環境課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 ただいま町長より提案されました議案第27号につきまして、補足説明申し上げます。

お手元に送付してあります町道路線認定調書のとおり7路線を認定いたしたく、道路法第8条第2項に基づきご提案いたします。また、それぞれの認定調書の整理番号と路線図の番号は符合しております。路線認定が延べ延長545.7メートルの道路となる予定でございます。

以上で補足説明を終わります。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第27号 町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第28号 令和4年度邑楽町一般会計補正予算（第3号）

○松村 潤議長 日程第13、議案第28号 令和4年度邑楽町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第28号 令和4年度邑楽町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億8,901万円を追加し、予算の総額を101億6,169万4,000円といたしたい次第であります。

歳入については、町税3億5,600万円、地方特例交付金725万9,000円、地方交付税2億5,902万円、国庫支出金1億6,206万5,000円、県支出金280万1,000円、繰入金466万3,000円、繰越金3億5,105万2,000円及び諸収入9,978万8,000円の増額と、町債5,363万8,000円の減額であります。

歳出については、総務費6億8,976万1,000円、民生費1,944万3,000円、衛生費5,766万円、農林水産業費4,075万8,000円、商工費1億8,014万1,000円、土木費7,007万1,000円及び教育費1億3,117万6,000円の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 ページ数でちょっといきます。18ページ、よろしいでしょうか。14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目総務費国庫補助金8,333万9,000円、うち1節総務費補助金8,331万1,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として計上されております。具体的にはどのような使われ方をしておりますか、ご説明をいただきたいと思います。

○松村 潤議長 半田副町長。

○半田康幸副町長 議員お尋ねの交付金8,331万1,000円の使途ということでございますが、今回の補正に係るものとしたしましては、原油価格の物価高騰に対応する事業、それからプレミアム付商品券（コハクペイ）の発行に充当する費用等を予定してございます。

○松村 潤議長 半田副町長。

○半田康幸副町長 失礼しました。今ちょっと物価高騰と、それからコハクペイの2点を申し上げましたが、コハクペイにつきましては今回の補正の該当ではなく、物価高騰の対策のみということでございます。大変失礼いたしました。

○松村 潤議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 コロナの問題で、今年でもう3年目に入ったわけです。様々な中で、今コロナによってのいわゆる町民の生活、大変なわけです。そういう中で、過日の全員協議会の中で町長から、今行われているいわゆるコロナ感染者並びに濃厚接触者、この人たちに対して当初、町の施策として独自に1人2万円のお見舞金が出るということで、今日までやってきたわけですが、今年の4月1日付をもってそれが半分に減らされたらと、1万円という形になっております。それで、そういう中で全員協議会の中でも同僚議員のほうからも、非常にこれはありがたいお見舞金、そういうことで、できればこれは続けていってほしいというようなご意見だったと思います。私もそのときに、そう思いました。

今日、いろいろ統計上、邑楽町においても9月6日現在1,382名、非常にたくさんの感染者、当然そこに濃厚接触者というようなことが含まれますと、大変非常に大きな人数になって、これらに対してのお見舞金という制度が、過日の全員協議会の中での町長の発言によりますと、非常に金額が増加している関係で、これも少し考えざるを得ないのではないかとというような発言を伺いました。いろいろ今、国のほうで感染を把握する問題でも全数把握とか、それを見直しということも当然今言われているわけですが、私はこのお見舞金が出たときに大変評価しました。ほかの自治体においても、それぞれの自治体でそれぞれの施策を講じているわけですが、このお見舞金については、当時2万円というのは非常に大きな額に思います。それが半額に減らされたわけですが、やはり今の状況を見ますと、これはやっぱり引き続いて、なくす方向ではなくて、増やすことはあっても続けるべきではないかというふうな気持ちで今おります。その辺について、町長の考えをもう一度伺いたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○松村 潤議長 金子町長。

○金子正一町長 現在支給しているところの感染症に対する見舞金ということについては、議員のほうから詳細にわたってご意見があったとおりであります。この問題については、1つにはこの3月まで感染者、濃厚接触者について2万円ということで行ってまいりましたけれども、この4月1日からは、まさにおっしゃるとおり1万円ということで減額をさせていただきました。

この見舞金について、今後どうするかというお尋ねであります。この要綱と申しますか、規則が実は時限立法になっておりまして、その期日が今月いっぱいということになっております。やはりなぜ時限立法かということもあるのですけれども、その時々状況に応じてやはり考慮していくということは、私は大切なことではないかと、このように思っております。したがって、議員のご意見の中にもありましたけれども、今国のほうでは罹患者等について、全数把握ということについて緩和していくという方向も出ておりまして、全国的にも4県ほどですか、また加わるというような情報もあるようですが、それらを実施している県もございます。そういうことを考えてみますと、その罹患者についての確実な把握ということが、これまた大変な状況になってくるのではないかと申すこともありまして、現時点の中では、今担当のほうにもこの3月までの時限立法ということで考えていくように指示しているところでもありますので、幸いなことに今罹患者も減少しているというような報道もありますけれども、それはそれとして、見舞金については現時点で改正をして、この9月いっぱい終了にさせていただくと、このように考えております。

○松村 潤議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 私もこの間伺ってございまして、なくすという、ああ、これは町長はもうやめるのだなということを思いましたけれども、今の答弁聞いて、全くそのとおりですよ。では、それに取って代わる、何か当面、今町としてほかに考えているようなことはございませうか。

○松村 潤議長 金子町長。

○金子正一町長 その見舞金に代わるべきものということと符合するかどうかはあれですけれども、先ほど副町長のほうからも8,330万円の補正予算について、このコロナ対策として現時点での原油価格の高騰ですとか、これは商工業者、農業者等々に関係するわけですけれども、この皆さん方に一律で支給を対応していこうということで、今進めておりますし、当然のことですが、やはりコロナ対策と、それからいろいろ物価高騰の問題もあるだろうと思っておりますけれども、私は先ほどプレミアム付商品券の話もありましたが、等しく町民の皆さんにそういったサービスができるような考え方は当然していかなくてはならないだろうと。コロナ禍に限定すれば、原油価格の問題、農家の皆さんのそういったことで困っている方についての対策というのは、これから新たに考えていきたいと思っておりますので、そういったことでご理解いただくように努めていきたいと、こんなふうには思っております。

○松村 潤議長 大野貞夫議員。4回目ですので、まとめてください。

○13番 大野貞夫議員 では、これでこの問題については最後にします。

実際に私の周りでも、私の身の回りでも実際にコロナにかかって、今誰がかかってもし思議ではない。総理大臣がかかってしまうぐらいですから、そういう中で実際にかかった人の家庭を考えてみますと、それがために仕事も休まなくては行けないとか、具体的に言うと本当に即生活に関わってくるような問題が現実には起きているわけです。それに敏速に対応していくためには、やはりお金

はかかりますけれども、それなりの手当てをやっぱり考えていく必要があるのではないかというふうに私は思っております。

その点について、今の内容でいきますと、それはやめるのだったらやめて、しようがないと思うのですが、それに取って代わるものを早急にやっぱり考える必要があるのではないかというふうに最後に申し上げまして、この質問を終わりにさせていただきます。

○松村 潤議長 半田副町長。

○半田康幸副町長 すみません。先ほど私がお答えした交付金の使途についてなのですが、ちょっと誤解を招く発言だったかもしれないと思います。コハクペイについては対象外というご説明をいたしました。これは当初予定していたコハクペイについてということで、今回の補正予算で計上させていただきましたものは、総枠として農業者、商業者、あるいは工業、それから福祉施設、そして一般の方向けということで、それぞれ物価高騰に対応する施策ということで、見舞金やコハクペイの事業を展開するということになっております。その中に含まれているというご理解をお願いしたいと思います。

○松村 潤議長 ほかに質疑ありますか。

松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 ページ数ですと41ページになります。説明欄の上から3つ目の丸印でございますけれども、学校環境改善事業ということで、小学校の体育館にエアコンを設置するための費用がここに盛られているわけでございますけれども、工事監理業務委託料として180万円、それからその整備工事として1億500万円ということです。

何点かお伺いをしますが、まずは小学校4校あるわけですが、これを一括で発注されるのか、それともそれぞれの小学校別々に分割で発注をされるのかという点です。

それから、この計上されている数字を積み上げて設計価格としているのでしょうかけれども、この数字を算出する根拠となったその経過、いろいろ参考見積り等あったと思うのですけれども、そういった部分についての経過の詳細。

それから、一番最初の質問の中でございますが、一括であろうとも、また分割であろうとも、それぞれそのようにされた理由があらうかと思えます。その点について、その理由。

それから、最後に本来でいけば、時節的なところも考えれば、補正ではなくてやはり当初でこういった事業というのは盛り込むべきかなというふうに私は思うのですけれども、なぜ補正となったのか、その理由について何点かお伺いをしたいと思います。

○松村 潤議長 松崎学校教育課長。

○松崎澄子学校教育課長 お答えします。

現在、この小学校のエアコン設置についての業務ですけれども、まだ設計が完全に終わっていない、設計の途中でございます。当初、今年度設計をしまして、次年度工事というような想定もあり

ましたが、今年度中に工事を完了させ、ただいま毎年猛暑が続いておりますので、来年の夏前に使えるような状態というようなことを想定しまして、何とか今年度中に工事を完了できないかという鋭意努力中でございます。そのような事情がございまして、今回計上させていただいている1億500万円ですけれども、最大限でここだろうというところで見積もった金額になっております。今、設計をしております中で、それよりも下がっていく見込みでおります。発注につきましては、はっきりしたことが今つかめておりませんので、申し訳ございません。

失礼しました。発注方法ですけれども、学校ごとに考えております。学校によりまして、体育館のアリーナの状態だとか変電設備の状態、学校によってどのように対応していくかというのが違いますので、個々の対応に考える必要があると思います。

ただいま設計がまだ全て終わっていないというお話を先ほどさせていただいたのですが、積算につきましては、ちょっと一つ一つがはっきりとした金額までまだ詰められてはいないのですが、項目を挙げまして、その中で最大限これでいけるだろうというところで計上させていただいております。見積り等も取りまして、担当者のほうでそれを見比べたり、設計の方と今詰めながらの作業で、ちょっとはっきりと申し上げられなくて申し訳ないのですが、見積りと設計、私たちのほうの設計との中で、最大限これでいけるだろうという金額を何とか算出したところです。

補正にした理由は、先ほど申し上げたとおりに来年の猛暑にも備えるためでございます。

以上です。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 予想外のご答弁が返ってきたので、私もちょっと困惑しているのですが、ということはこの上がっている数字というのは、まさしく補正予算として上げられているということです。その数字には根拠がなくてはいけないというのが当然だと思うのです。しかし、今の課長の説明からすると、まだ設計が完全に終わっていない段階だということで、細かいことがまだよく詳細については詰められていないというようなお話でした。そういう段階において、こういった予算を計上してくるということが果たして適切かどうかということについて、私はよく分かりませんので、その点についてお答えができる方いらっしゃいましたら、答えていただきたいと思います。

○松村 潤議長 半田副町長。

○半田康幸副町長 先ほどの学校教育課長の回答ですけれども、まず議員がお尋ねになっている予算に計上するための、そのための設計、いわゆる設計金額、町の設ける設計金額、これは特に今回について言えば設計に係る、設計の委託に係る部分ということですが、とそれから正式に入札にかける場合の設計金額というのが、ちょっと課長の回答の中では明確でなかったというふうに思います。

まず、予算化に当たっては、これは議員からも常々ご指摘を受けているように、参考見積りについても最低2者、あるいはそれ以上の見積りを取って、まずそこで町としての概略の設計をし、そ

それを現在は施設管理係の中に1級建築士もおりまして、そういったものが妥当かどうかを十分精査した上で予算を計上するという流れになっております。今回についても、そのような流れの中で予算の金額については出しているということです。その後、現在詳細設計を、これは業者に委託をしてやって、その中で特に部材費であるとか、そういったものは時々刻々と変わって行って、最終的にこの詳細設計が完成した段階で、詳細な改めて設計業者が単価本、物価版とかにあるものについてはその数字を採用し、そうでないものについては3者以上の見積りを取った中で、その設計書の中に詳細な数字が入ってくる。これは、予算取りの数字と変わってくる、恐らく下がるだろうというようなことを学校教育課長が申し上げたという流れになっております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 我々議会も、みんなやはり血税をお使いになって予算をお決めになるということです。それをこのように執行していかどうかということで、ご承知のとおり議会に諮っているわけですから、その上げてくださる数字については、極限までやはり、これ正確なものでなければいけないというのが、私は大前提にあると思うのです。今回の件が、果たして法的にも適正かどうかということも含めて、今の副町長のお話ですと、それは大丈夫だというような、遠回しでしたけれども、そういうようなご答弁でありましたが、我々審議する側からすると、やはりもう少し詳細にわたって説明ができるような状況ができてから予算計上していただくというのが当然というふうに私は考えております。

それから、3つ目の、3回目の質疑になりますのでまとめてお伺いをしますが、先ほど松崎課長のほうからご答弁の中に、分割発注するということでした。4校それぞれ、当然それであるならば数字が上がっていると思います。この数字について、工事監理の業務委託料と、それからエアコンの整備工事、まとめた数字になっておりますが、これをそれぞれその内訳を数字としてお伺いをしたいということ。

それから、もう一点、学校の環境が改善されること、これは非常に大いに喜ばしいことでありますし、子どもたちのために予算を使っていただけるということにつきましては町長にも敬意を表したい、このように考えておるのですが、ただ電気料、エアコンを設置するということは、当然それに伴って電気料が発生するということです。まして、ここへ来てその電気料が非常に高騰しているということで、この一般会計補正予算の中にも相当な施設の中で、その電気代が計上されております。ちょっと私数字申し上げますので、小学校だけで、もちろん4校なのですが、あります。それから、中学校が2校。それから、学校給食センター、それからこの庁舎。この光熱水費ですけれども、今申し上げた施設の当初の総額が4,487万2,000円でございました。そして、この9月の補正で何と1,359万7,000円、それが小学校4校、それから中学校2校、それからこの庁舎、それから学校給食センターの光熱水費の合計です。9月にしてはかなりの金額で、増額補正組まれているということで、電気代につきましても今申し上げたとおり高騰しているという状況ですから、当然にお

いて小学校の体育館にエアコンを設置する際にもどれだけの電気料を見込んでいるのか、その数値も恐らく計算してあると思いますので、それも併せてお伺いをしたいと思います。

○松村 潤議長 松崎学校教育課長。

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

監理業務ですけれども、こちら申し訳ありませんが、1校ごとにいくらかかるというところの内訳をただいま持ち合わせておりません。エアコンの整備事業のほうの1億500万円ですけれども、おおむね1校当たりが2,500万円、1校だけ変電設備の調整が必要な学校がありまして、そこは500万円上乗せをして見込んでおります。

電気料なのですけれども、たまたま昨年度に中学校の体育館にエアコンが設置されまして、夏の間どのくらいエアコンの相当分の電気料がかかったのかを試算をしてみました。その試算の結果ですと、夏の間で冷房で8万円から9万円ぐらいが体育館の相当分だろうと。そこ単独のメーターを持ち合わせておりませんので、使用した時間から割り出すしかなかったわけですが、そのぐらいの概算ですが、試算が出ております。

○松村 潤議長 金子町長。

○金子正一町長 先ほど3点ほど質問をいただいたわけですが、3番目の初めから小学校のエアコン設置、当初から考えられなかったかということがあったと思うのですが、これについては昨年子ども議会の中で質問がありまして、体育館で運動するのに大変かわいそうだと、大変なのだという質問がありました。それが去年の8月でしたから、その後いろいろ調査をした中で、令和3年度に設置ということで、中学校を先にやらせていただきました。

小学校のほうは、中学校のほうに環境整備をして小学校をしないということには当然ならないわけですが、したがって、先ほど課長のほうからの答弁にもあったと思いますけれども、そういうことを総合的に考えた中で、それでは小学校の体育館に設置しようということで決定したわけですが、この年度に入ってからでしたから、担当のほうにそれを指示しまして、そして設計を組み、先ほど1億500万円ほどのエアコン設置工事ということの算出が出てきたということでありまして、詳細にわたっては分割か一括かということ、あるいはその積算した根拠はどうかということについてはちょっと承知しておりませんが、後ほど担当のほうから補足でお願いしたいと思いますけれども、そういった経緯の中で、この令和4年度事業の中で今計上させていただいているという経過でもあります。

それから、電気料の関係ですけれども、これは町のほうでは民間の事業者から入札によって価格の低いところをお願いしているという経過ではありますが、今年大変暑い状況の中で、これは学校現場のほうで各教室にもエアコンが入っておりまして、これは換気も十分やっていかななくてはならないというようなことになると、一定の温度を保つにはということもあると思います。したがって、これは電気料に限らず、費用についてはできるだけ費用対効果を上げるようにということ

各部署にお願いしている経緯もありますので、それから電気料の積算の根拠も変わってきておりますので、かなりの高騰。当初約4,480万円の計上に対して1,300万円ほど補正を組まれているのではないかなというようにご指摘もありましたけれども、これについてはできるだけ最大の効果を上げるような利用方法を現場で考慮していただいて、今後もそういった、無駄に使っているということはまずないと思いますけれども、そういった意識も必要だというふうに思いますので、それぞれ担当には指示していきたいと、このように思います。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 ただいま町長から長々とお話ありましたが、やはり電気代の高騰がいつまで続くか、それは分かりませんが、いずれにいたしましても関係する施設を管理される方にとっては、当然節電という、そういった方法もあろうかと思えます。そういったことを促していくことで、業務に支障を来さない程度で、やはりそれはしていく必要があるのかなというふうに思えます。

それから、補正予算の計上の仕方、これはちょっといかがなものかと思えます、正直な話。小学校それぞれに分割して発注するというので決定をしているのであれば、一括の全ての金額で計上されるということ自体がそもそもおかしいのではないかなということ。必然的にそうなってしまったのでしょう。なぜなら設計が終わっていない段階だからということです。課長のお話では、1億500万円を単純に4で、4校あるから4で割って2,500万円ずつ。残りの500万円は、そのほかに特別な工事が必要となるということで計上されている500万円だというようなご説明でした。そういった内容では困るのです、正直な話。ちゃんとどこの学校にいくら、どこの学校にいくら、どういう設備をして、またエアコンであればどういう形のエアコンを入れるとか、当然設計が終わっていればそれだけのことが分かっているわけでありませう。

また、電気代についても、その設置する機材によって仕様書というものがありますから、それ見れば大まかな電気料も計算できるということです。そういったところまで数値を上げていただいた上で予算計上していただきたいと、今後はその辺は注意をしていただきたいというふうに思えます。

以上です。

○松村 潤議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第28号 令和4年度邑楽町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第29号 令和4年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

○松村 潤議長 日程第14、議案第29号 令和4年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第29号 令和4年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、
提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,266万2,000円を追加し、予
算の総額を30億7,376万7,000円といたしたい次第であります。

歳入については、県支出金、繰越金及び諸収入の増額であり、歳出については総務費、保険給付
費及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第29号 令和4年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第30号 令和4年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○松村 潤議長 日程第15、議案第30号 令和4年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第30号 令和4年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万7,000円を追加し、予算の総額を3億8,151万8,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰越金の増額であり、歳出については後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第30号 令和4年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第31号 令和4年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○松村 潤議長 日程第16、議案第31号 令和4年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第31号 令和4年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,605万6,000円を追加し、予算の総額を22億9,467万7,000円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び繰越金の増額であり、歳出については総務費、保険給付費、諸支出金及び予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第31号 令和4年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第32号 令和4年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
（第1号）

○松村 潤議長 日程第17、議案第32号 令和4年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第32号 令和4年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,375万2,000円を追加し、予算の総額を4億8,769万2,000円といたしたい次第であります。

歳入については、分担金及び負担金と繰入金並びに繰越金の増額であり、歳出については下水道費の増額と公債費の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第32号 令和4年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

〔午前11時16分 休憩〕

○松村 潤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時30分 再開〕

◎日程第18 認定第1号 令和3年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について

）

日程第22 認定第5号 令和3年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○松村 潤議長 日程第18、認定第1号 令和3年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第22、認定第5号 令和3年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5件について一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 認定第1号 令和3年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和3年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和3年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和3年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和3年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度各会計決算につきましては、地方自治法の規定により、去る8月2日、3日の2日間にわたり、監査委員の審査に付しまして、別紙のとおり監査報告として意見書をいただいておりますので、議会の認定をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○松村 潤議長 次に、監査委員から報告願います。

高澤監査委員。

〔高澤 透監査委員登壇〕

○高澤 透監査委員 議長のお許しを得まして、監査報告を申し上げます。

この決算審査につきましては、去る8月2日と3日の2日間にわたりまして、関係課長の出席を求め審査を行ったところでございます。その結果につきましては、資料のとおりでありますので、この意見書の朗読をもって報告に代えさせていただきたいと思っております。

令和3年度決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和3年度邑楽町一般会計歳入歳出決算、令和3年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和3年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和3年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算、令和3年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算及び関係諸帳簿、証書類等を審査した結果については、下記のとおりであります。

記

1. 審査期日 令和4年8月2日・3日
2. 審査対象
 - (1) 令和3年度邑楽町一般会計
 - (2) 令和3年度邑楽町国民健康保険特別会計
 - (3) 令和3年度邑楽町後期高齢者医療特別会計
 - (4) 令和3年度邑楽町介護保険特別会計
 - (5) 令和3年度邑楽町下水道事業特別会計
3. 審査の着眼点及び実施内容

審査に当たっては、町長から提出された令和3年度各会計の歳入歳出決算書及びその附属書類(歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書)が、関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数は正確であるか、予算が適正かつ効率的に執行されているかを着眼点としました。

審査では、関係職員から行政実績報告書などにより事業概要や主要な事業の実施状況について説明を聴取するとともに、既に実施した例月出納検査及び定例監査の結果を参考にして実施しました。

4. 審査意見

(1) 一般会計

歳入総額	11,669,601,076円
歳出総額	11,085,086,580円
歳入歳出差引額	584,514,496円

令和3年度の一般会計決算額は、上のおりであります。

歳入は、前年度決算額と比較して、12億1,281万9,000円の減額となりました。町税、地方交付税、繰越金等が増加した一方、国庫支出金、繰入金等が減少したことによります。減少の主な内容は、特別定額給付金事業が終了したことにより国庫支出金が21億5,407万7,000円減少したこと、繰入金が2億732万5,000円減少したこと等です。

町税収入は38億8,763万3,000円であり、歳入総額に占める構成比は、前年度より3.7%増加の33.3%となりました。なお、町税の不納欠損については、前年度より1,021万6,000円減少し、522万5,000円の処理が行われ、収入未済額は前年度より1億1,501万9,000円少ない2億1,520万6,000円余りとなっています。収納率については、現年課税分で見ると令和元年度98.8%、令和2年度96%、令和3年度99.1%と推移しています。令和2年度の収納率に対し3.1%の増加となりました。収納率が大きく増加した要因は、令和2年度に行われた新型コロナウイルス感染症の影響により納税することが困難な事業者等が、徴収猶予の特例制度を活用したことにより、令和2年度の収納率が大きく下がっていたことによるものです。毎年の収納努力により収納率はコロナ禍前の収納率より上がっていますが、滞納繰越分も含めた収納率の向上には、もう一段の努力が必要と考えます。

歳出においては、予算額120億422万1,000円に対し、決算額は110億8,508万7,000円で、執行率は92.3%となっております。前年度の執行率は95.3%であり、3%の減少となっております。令和4年度への繰越額は6億8,308万6,000円、不用額2億3,604万8,000円であり、繰越額を除く執行率は97.9%となっております。新型コロナウイルス感染症による事業計画の見直しや、国の年度途中での制度改正や国庫補助金の追加交付など、予算要求の難しさなどがありますが、今後も年度内に事業を完了できるよう一層の努力を求めます。

歳出総額は、前年度と比較して12億1,336万9,000円の減額となっています。減額の主な要因は、総務費は特別定額給付金事業の終了により21億4,428万3,000円の減少、教育費は1人1台のタブレ

ットや電子黒板等の導入が完了したことによる学校ICT環境推進事業の減額により1億2,996万3,000円の減少、消防費は災害対策事業における戸別受信機の購入が終了したこと等により2,340万円の減少によるものです。

令和3年度の一般会計の概要については、以上のとおりであり、実質単年度収支は黒字となりました。町税は増収となっていますが、令和2年度の徴収猶予分の収入を控除すると、減収となっております。新型コロナウイルス感染症は、発生から3年を迎えてもなお猛威を振るっております。加えて、原油価格をはじめ物価高騰など町民の生活は大変苦しい状況であり、町行政への期待は大きく、迅速かつ丁寧な対応が求められています。新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えたデジタルトランスフォーメーションの推進などによる各事業運営の改善や効率化をより一層推進されるよう要望します。

(2) 国民健康保険特別会計

歳入総額	3,117,307,475円
歳出総額	2,920,785,514円
歳入歳出差引額	196,521,961円

令和3年度の国民健康保険特別会計決算額は、上のとおりであります。

国民健康保険加入者は、6,337人で前年度より278人(4.2%)減少しました。

歳入のうち国民健康保険税は6億3,095万2,000円で前年度より3,815万2,000円(5.7%)減少となりました。さらに、国民健康保険税の収納率は、74.1%で前年度よりも0.1%増加させることができたが、収入未済額は2億1,634万5,000円余りと、いまだ多額に上っています。より一層の徴収強化に当たり、十分な成果が上がるよう工夫と努力を強く望みます。

一般会計繰入金は2億1,120万9,000円で前年度より61万7,000円(0.3%)減少、繰越金は1億5,455万5,000円で前年度より3,104万6,000円(16.7%)減少となっております。

歳出のうち、保険給付費は19億8,534万7,000円で前年度より566万7,000円(0.3%)増加し、総額の68%を占めています。国民健康保険事業は、持続可能な運営を目指し、都道府県広域化となり、全ての保険者に、今まで以上に被保険者の疾病予防・健康増進対策を効率的に実施することが求められています。

また、第2期データヘルス計画、第3期特定健康診査等実施計画を基に、今年度より新たに設置された健康づくり課と連携して健康課題に効果的な事業を実施し、被保険者の疾病予防・健康増進に努めるとともに、医療費適正化の諸事業を推進し、国民健康保険事業が健全に運営されますよう強く希望いたします。

(3) 後期高齢者医療特別会計

歳入総額	341,880,729円
------	--------------

歳出総額 340,253,237円

歳入歳出差引額 1,627,492円

令和3年度の後期高齢者医療特別会計決算額は、上のおりであります。

歳入のうち後期高齢者医療保険料は2億6,960万1,000円で前年度より1,358万7,000円(5.3%)増加しました。さらに後期高齢者医療保険料の徴収率は99.1%となっています。繰入金は7,028万3,000円で前年度より215万6,000円(3.2%)増加しました。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金3億3,711万2,000円で前年度より1,501万3,000円(4.7%)増加、歳出全体の99.1%を占めています。

後期高齢者医療制度は、事業主体が広域連合であり、現時点では財政的に大きな負担となっていませんが、今後とも事業の推移を注意深く見守っていく必要があります。

(4) 介護保険特別会計

歳入総額 2,242,991,557円

歳出総額 2,059,758,275円

歳入歳出差引額 183,233,282円

令和3年度の介護保険特別会計決算額は、上のおりであります。

歳入のうち介護保険料は5億5,855万8,000円で前年度より416万7,000円(0.8%)増加、歳入全体の24.9%を占めています。国庫支出金が4億2,012万5,000円で前年度より109万8,000円(0.3%)減少、支払基金交付金が5億450万4,000円で前年度より1,454万1,000円(2.8%)減少、一般会計繰入金が3億3,454万9,000円で前年度より1,502万3,000円(4.3%)の減少でした。

歳出においては、保険給付費が17億9,234万円で前年度より5,216万2,000円(2.8%)の減少、歳出全体の87%を占めています。第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の目標である、町の地域資源を有効に活用しながら、在宅医療・介護連携等の取組や介護予防・生活支援サービスの基盤整備など、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた施策を展開し、地域包括ケアシステムの構築を目指し、各種事業を推進することを望みます。

(5) 下水道事業特別会計

歳入総額 417,655,760円

歳出総額 395,553,318円

歳入歳出差引額 22,102,442円

令和3年度の下水道事業特別会計決算額は、上のおりであります。

歳入のうち他会計繰入金は1億7,759万9,000円で前年度より2,650万8,000円(17.5%)増加、使用料は8,046万9,000円で前年度より13万9,000円(0.2%)減少となりました。使用料の徴収率は、96.9%で前年度より0.4%減少となりました。また、負担金は、632万5,000円で前年度より432万5,000円(216.3%)と増加となりました。負担金については、収入未済額530万9,000円を含め、債

務者との十分な話し合いが必要と考えます。徴収率向上に一層努力されるよう強く望みます。

歳出のうち下水道費は2億4,943万6,000円で前年度より1億1,996万4,000円(92.7%)増加、公債費は1億4,611万8,000円で前年度より260万5,000円(1.8%)増加となりました。

下水道整備には多額の事業費と長い期間を要します。これからは整備済み管路等の維持補修経費の増加が予想されます。そのため、今後とも補助金等の特定財源の確保に一層努め、下水道の長期計画と財政との調整を十分に図りつつ、効率的で効果的な施設整備を行うことを望みます。

一般会計及び各特別会計を通じて、審査に付された決算書等は、法令に準拠し、関係諸帳簿、証書類も適正に保管されており、計数的にも正確であったことを認めます。

令和4年8月12日

邑楽町長 金子正一様

邑楽町監査委員 高澤 透

邑楽町監査委員 矢島 正広

○松村 潤議長 ただいま提案説明及び監査委員からの報告を終了しました。

お諮りします。ただいま議題となっております令和3年度各会計の決算認定につきましては、後日それぞれの常任委員会を開催後に改めて審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱うこととします。

◎散会の宣告

○松村 潤議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日7日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

〔午前11時53分 散会〕